

令和8年度

「新規狩猟者参入促進補助金」のご案内

狩猟免許の取得と狩猟者登録に要した経費の一部を支援します

補助金交付対象者（次の全てに当てはまる方）

- ☐ 鳥取県在住者
- ☐ 令和8年度に鳥取県で初めて「わな猟」または「第一種銃猟」、あるいはその両方の狩猟者登録を行った方
- ☐ イノシシ及びニホンジカを捕獲できる「わな猟」または「第一種銃猟」の免許を令和6年度以降に取得した方
（第一種銃猟登録者のみ）
- ☐ 令和9年2月末日までに銃所持許可を受けている方

— 注意事項 —

- ・免許の種類に関わらず、これまでに本補助金の支給を受けた方は対象外です。
- ・本補助金とは別に同種の補助金等を受けた方又は受ける予定の方も対象外です。

補助金額と申請手続き

補助金額

登録した免許種	わな猟	第一種銃猟	わな猟及び第一種銃猟
補助金額（円）	20,900	24,100	31,800

狩猟者登録を行った後

令和8年9月15日から令和9年3月10日までに申請してください

※窓口に来庁して申請することも可能です（平日9～17時）

電子申請 >>>



申請窓口、問合せ先

お住いの地域	窓口	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡、八頭郡	東部農林事務所 農業振興課	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3553
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所 農林局農業振興課	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	0858-23-3161
米子市、境港市、西伯郡、日野郡	西部総合事務所 農林局農林業振興課	〒683-0054 米子市花町一丁目160	0859-31-9383